

第52回北但行政事務組合議員協議会会議録

平成20年12月25日（木）

開会 午前10時

会議に出席した議員（18名）

1番	香美町	長瀬	幸夫	2番	香美町	山本	賢司
3番	豊岡市	青山	憲司	4番	豊岡市	安治川	敏明
5番	豊岡市	上坂	正明	6番	豊岡市	古池	信幸
7番	新温泉町	植田	光隆	9番	豊岡市	門間	雄司
10番	豊岡市	川口	匡	11番	豊岡市	木谷	敏勝
12番	豊岡市	椿野	仁司	13番	新温泉町	高橋	邦夫
14番	新温泉町	宮脇	諭	15番	香美町	後垣	晶一
16番	香美町	柴田	幸一郎	17番	豊岡市	広川	善徳
18番	豊岡市	福田	嗣久	19番	豊岡市	岡	満夫

会議に出席しなかった議員（1名）

8番 新温泉町 岡坂 峰雄

議事に関係した事務局職員

事務局長 長谷阪 仁 志
書記 堂 垣 俊 裕
書記 吉 田 桂太郎

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	藤 原 久 嗣
副管理者（新温泉町長）	馬 場 雅 人
事務局 長	境 敏 治
施設整備課 長	谷 敏 明
施設整備課 参事	土生田 哉
施設整備課 長補佐	原 重 喜
施設整備課 主幹	長谷阪 仁 志

議事日程

- 第1 広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の進捗状況について
 - (1) 地域振興計画の策定及び基本協定の締結について
 - (2) 生活環境影響調査業務及び敷地造成基本設計等業務について

議事順序

1. 開 会
2. 広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の進捗状況について
 - (1) 地域振興計画の策定及び基本協定の締結について
 - (2) 生活環境影響調査業務及び敷地造成基本設計等業務について
3. 閉 会

開会 午前10時00分

議長（岡 満夫） おはようございます。本日、第52回北但行政事務組合議員協議会をご案内いたしましたところ、師走で何かとお忙しい中、ご参集をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいまから第52回議員協議会を開会いたします。

まず、本日の会議に傍聴の申し出がありますが、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

次に、本日の会議に欠席届のありましたのは、岡坂峰雄議員であります。

次に、塚本収入役は都合により欠席しておりますことをご報告いたしておきます。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

11番木谷敏勝議員。

議会運営委員会委員長（木谷敏勝） 皆さん、おはようございます。本日の議事運営についてご報告いたします。

本日の協議事項については、第1、広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の進捗状況についてで、項目1、地域振興計画の策定及び基本協定の締結について及び項目2、生活環境影響調査業務及び敷地造成基本設計等業務についての2件を一括議題として説明を受け、それぞれに質疑を行っていただきます。本日の質疑回数については、同一議題について連続して3回までといたします。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。以上です。

議長（岡 満夫） 以上、報告のとおりご了承願います。

それでは、本日の協議事項について、当局より説明を求めます。

管理者。

管理者（中貝宗治） おはようございます。師走の寒さも厳しい季節となりました。本日、第52回北但行政事務組合議員協議会の開催をお願いしましたところ、議員各位には格別ご多忙の時期にもかかわらずご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の議員協議会におきましては、広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の進捗状況に関し、2件についてご報告申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、地域振興計画の策定及び基本協定の締結についてご報告申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする規定されています。森本区、坊岡区に対しては、本年4月の候補地決定以降、法律で求められる配慮を基調として、先進的な環境創造の取り組み及び地域振興関連事業を実施させていただき旨お伝えし、循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取り組みを展開し、両区固有のまちづくり課題の解決に向けた取り組みなどについて、地元の方々と協議を重ねながら地域振興計画を取りまとめたものをご確認いただき、11月18日に森本区、坊岡区それぞれの区でご了解をいただきました。その後、施設整備に関す

る基本的な取り組み内容につきましても基本協定書の形で両区それぞれにご確認いただき、去る12月2日に森本区、坊岡区及び北但行政事務組合の3者で締結することができました。この締結をもっていよいよ本事業が実質的にスタートすることとなり、関係者一同、まことに喜ばしく思っている次第です。このたびの締結を迎えられたことは、ひとえに両区住民の皆さんの本事業に対する深いご理解と温かいご支援のたまものと厚く感謝しています。

次に、12月17日に入札を執行いたしました生活環境影響調査業務及び敷地造成基本設計等業務についてご報告をさせていただきます。

両業務とも広域ごみ・汚泥処理施設整備に向けて必要不可欠な業務であり、特に生活環境影響調査につきましては、候補地決定時には今夏の着手を目指しておりましたが、諸般の状況から着手に手間取り、さきで開催された第68回組合議会定例会でも、年内には業者を決定し、年明け早くには着手したい旨お答えいたしましたところでございます。両区との基本協定締結を機に、調査着手の環境が整いましたので、今回発注に至ったものでございます。

詳細につきましては事務局長がご説明いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） それでは、説明申し上げます。

議員協議会資料1ページをごらんいただきたいと思います。地域振興計画の策定についてご説明をいたします。

この地域振興計画につきましては、当初より、施設が建設される地区に対し、地元地区の皆さんと協議しながら地域振興を図っていく方針を示していたところでございます。計画の策定に当たりますには、候補地選定段階から各地区に提示しておりました各箇所共通の5つの項目による事業メニュー案、及び従来から要望、あるいはまた陳情という格好で区からちょうだいいたしております地区固有のまちづくり課題をベースに、地区の検討委員会で協議しながら取りまとめ、去る11月に両地区に対し説明会を開催し、了解をいただいたものでございます。

1番目の実施主体でございますけれども、北但行政事務組合と豊岡市、香美町、新温泉町の1市2町ということでございます。

2番目の計画策定の趣旨は先ほどのとおりでございますが、特に参考で書いておりますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4というところで、一般廃棄物処理施設の設置の届け出をした市町村は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする規定されておまして、ここで求められる配慮、これを基調として、先進的な環境創造の取り組み及び地域振興関連事業を実施するものでございます。

3つ目の計画の概要でございますけれども、5項目に分類いたしておりますが、過日郵送し、本日持参いただいておりますけれども、森本区・坊岡区地域振興計画でご説明いたしますので、それをごらんいただきたいと思います。

まずこの中で、1ページの基本方針でございますけれども、まず計画策定の趣旨につきましては、

先ほどのとおりでございます。特に冒頭では、今回建設する広域ごみ・汚泥処理施設は、国が定める法基準よりさらに厳しい自主基準値を定め、これを遵守して、環境保全、公害防止対策に万全の措置を講じつつ、廃棄物の資源化を図って循環型社会の形成に資する進歩的な施設として整備する、このようにいたしています。なお、施設運転状況や排ガス測定濃度値の常時表示など情報を公開して、安全・安心な施設運営を行います。このようにいたしておるところでございます。

基本姿勢につきましては、先ほどのとおりでございます。

一番下の計画実施期間でございますけれども、計画の実施期間、これについては計画策定時から施設稼働期間ということで、構成市町の財政状況も見据えながら、計画掲載事業のうちで森本区並びに坊岡区の要望順位が高く、かつ用地・関係機関協議など諸調整の整ったものから年次計画により実施しますということにいたしています。

なお、本計画は、社会経済情勢の変化などに対応して、掲載事業の変更、追加及び削除を行うことができることといたしておるところでございます。

2ページの基本計画ということで、5つの項目に分類いたしております。

まず、1番目の森本区・坊岡区活性化に向けた取り組みというところでは、コミュニティー活動の場を整備する、あるいはまた施設及び施設周辺緑地帯の整備をする、あるいはまたコミュニティー活動への支援や施設運営に対するモニター活動への助成、あるいはまた過疎対策事業ということで分譲宅地造成、こういったものを掲げておるところでございます。

3ページの(2)の先進的な環境創造の取り組み、これにつきましては、木谷溪谷森林公園整備事業、あるいはまた環境学習施設整備事業、あるいはまた里山防災林、こういった取り組みを上げております。

4ページの(3)の快適な住環境の整備というところでは、森本区並びに坊岡区の市道の消雪だとか、それから側溝・舗装・改良事業等を初めといたします生活道路、排水路整備等の整備、あるいはまた5ページから書いております国県道の国県事業等につきまして、両地区と一体となって早期実現に向け強力に要望すると、このようにいたしておるところでございます。

6ページの(4)の地元経済の振興というところでは、施設管理運営委託会社への地域住民の方々の雇用の要請、あるいはまた有害獣対策等農林業振興事業、こういったことを上げております。

7ページ、あるいはまた8ページの(5)の安全・安心の地域づくり、ここでは、施設を防災拠点として位置づけるということと、それから自然災害対策、交通安全対策、こういったものを上げております。また、治山治水等、国県事業についても両区と一体となって早期実現に向け強力に要望すると、このようにいたしております。

なお、事業予定箇所につきましては箇所図を添付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

再び議員協議会資料に戻っていただいて、2ページをお願いしたいと思います。2ページでございますけれども、4番目の実施方法等でございます。(1)では、地域振興計画は、事業の内容により国県補助金、合併特例債等の地方債などを活用して財源を確保する。それから、組合及び豊岡市、

香美町、新温泉町の1市2町で事業を行う。このようにいたしております。(2)は先ほどのとおりでございます。

5番目の概算事業費でございますけれども、全体事業数として59事業でございます。再掲事業を除くと書いておりますけれども、木谷川関連が3事業ございまして、これが再掲ということになってますので、59事業でございます。それから、内訳といたしまして、国県事業、これは14事業です。例えば国県道整備、里山防災林、こういったものでございます。それから、2番目の豊岡市経常経費対応、5事業でございます。児童公園点検整備、あるいはまた道路等の維持補修関連でございます。それから、3番目に上記を除く事業ということで、31事業でございます。約8億円といたしております。机上の概算でございますけれども、約8億円と試算しているところでございます。上記の1から3のほか、地域振興計画書には本来施設整備関連事業で実施される9事業も掲載しておるところでございます。例えば環境学習機能、あるいはまた木谷川改修等、こういったものでございます。これらを合わせて59事業ということになりますけれども、この4区分が計画書でわかりにくいというふうにご指摘ございましたので、本日、分類表を配付いたしております。右側に1から4の分類番号でお示しいたしておりますので、よろしくお願いたします。

それから、一般財源ベースの実質負担でございますけれども、頭金と地方債の交付税措置を除く分でございます。これについては現時点の試算で、過疎債、合特債等を適用可能な場合ということで、約2億7,000万と試算をいたしております。なお、国の補助採択等を条件とするものもございまして、事業実施については不確定要素があるということでございます。

それから、(2)では構成市町の負担のあり方につきましては、現在事務レベルで協議をいたしております。1市2町共同で負担すべきものにつきましては、現在の組合規約で定めております均等割15%、人口割85%で案分すると、このような考え方しております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。基本協定の締結につきましてご説明をいたします。

事業の実質的なスタートになりますこの基本協定でございますけれども、この協定は、両区から地域振興計画の地元合意が前提条件でございました。したがって、その地域振興計画の合意をいただけたことから、12月2日付で、組合、森本区、坊岡区の3者契約を締結したところでございます。

協定の内容は、施設整備を行うに当たっての基本的な事項を確認するものでございまして、第1条で組合の基本姿勢を明記いたしております。第2条は、森本区の受け入れ条件、坊岡区の申し入れ事項について誠実に対応するよう明記いたしております。第3条は、公害防止、情報公開制度を明記いたしております。第4条は、地域振興計画への取り組み姿勢と、なお書きでございますけれども、地域振興計画が見直し可能であることを明記いたしております。第5条では、施設竣工時に公害防止協定の追加や、あるいはまた運営会社の関与など検討する必要性がございましたので、必要な見直しを行うということを明記いたしております。第6条では、未定事項、あるいはまた疑義事項の対応を明記いたしておるところでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。生活環境影響調査業務及び敷地造成基本設計等業務について、これについてご説明をいたします。

両区との基本協定締結を機に、調査着手の環境が整いましたことから、この2つの業務を今回発注し、いずれも12月18日付で契約いたしましたものでございます。

その一つは、生活環境影響調査業務でございます。これは広域ごみ・汚泥処理施設建設に伴います周辺環境への影響を事前評価するために、廃掃法に規定されております生活環境影響調査を行うものでございます。法律で規定されている項目といたしましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、それから振動、悪臭の5項目でございますけれども、地域の特性を考慮しながら、地元検討委員会等の要望も聞きながら調査を行うものでございます。委託先は中外テクノス株式会社でございます。本社は広島市でございます。契約の方法は10社の指名競争入札でございます。契約の状況でございますけれども、契約日は12月18日、期間といたしましては22年3月31日、それから、請負金額といたしましては3,864万円でございます。

もう一つは、敷地造成基本設計等業務でございます。これは事業に伴います地形測量、地質調査、敷地造成基本設計を行うことを目的といたします。建物の配置計画、進入路の配置計画等も地元検討委員会等と協議しながら進めるということにいたしてあります。委託先は株式会社エイトコンサルタントで、本社は岡山市でございます。契約の方法は8社の指名競争入札でございます。契約の状況でございますけれども、12月18日契約、期間は21年3月31日、請負金額は1,811万2,500円ということでございます。

なお、生活環境影響調査につきましては、5ページに調査箇所図、それから6ページから8ページに調査項目の詳細をつけております。ここで1カ所、配付資料の訂正をお願いしたいと思います。6ページの一覧表の一番下で(4)悪臭で、調査地点を記載いたしております。その中で現施設周辺というふうに書いてございますけれども、これは類似施設の誤りでございます。類似施設です。おわびし、訂正をさせていただきたいと思っております。

以上、本日提出させていただきました地域振興計画、基本協定、それから2件の業務発注についてご説明をさせていただきました。よろしくお尋ね申し上げたいと思っております。

議長(岡 満夫) 以上で説明は終わりました。

これより、まず、(1)地域振興計画の策定及び基本協定の締結についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番古池信幸議員。

古池信幸議員 地域振興計画の策定及び基本協定の締結についてお尋ねいたします。

振興計画を見させていただきました。本来、私の感想であります、各市あるいは各町が順次整備していかなければならない、そういう事項が列挙されていると感じるわけでありまして、今回そういうふうなものが一挙に森本・坊岡地区を中心に整備されるという計画になっております。

こういう中で、財政の問題を私はお尋ねしたいと思っております。豊岡市の場合、投資的経費が大変厳しくなるというのは市の財政計画の中で示されてきておりますが、それとて昨今の情勢から

いうと、さらに厳しさを増すのでないかという懸念を私はいたしておりますが、豊岡市の投資的経費への影響はどのように把握されておられるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、合併特例債及び過疎債ですか、こういう有利な借金を利用しての整備を行うんだというふうなことで説明がございました。最終的には借金の額は幾らになるのか、その額の想定ですね、大体全体の計画を行うのには、今、8億円という金額は一つ出ておりますが、他の事業については出ておりません。その辺のことをこの際お尋ねいたしまして、借金の額、それから返済計画への影響、これをどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

また、特に景気がよくないという現状の中、歳入不足が懸念されます。特に来年度以降、歳入の欠陥が生じるのではないかという気持ちを私は抱いておりますが、こういう場合に、歳入不足があったとしても、地域振興計画の実施については聖域扱い、何が何でも、ほかのものを削ってもこれはどうしてもやるんだという聖域扱いとなるのか、その扱い方法についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

それから、地区内で融和を図るんだというふうなお話がありました。この問題を振り返ってみますと、地域の方から処理施設を誘致したということはなかったのではないかと、選定委員会の議事録も読ませていただきますと、選定委員会の方で適地、候補地をずっと絞り込んでいって、そういう中で役員さん方にお越しいただいてお話を聞くと、そういう中でも地元の方からぜひうちに来てくださいということはないかということをお尋ねするわけですが、こういう場合に、選定委員会が森本・坊岡地区が適切であるという決定を出された。こういうことによって、地区の中には、何ていいますか、好まざる施設という気持ちのある方もありますし、それから、やむを得ないという気持ちの方もあります。これは千差万別であっていいと思いますが、そういう中で、今まで何事もなかった地域にこういうものが来るということで、地区内の融和、親睦、そういうふうなものが分断されることは絶対に私は望むべきではないと思っておりますし、当局もそうだと思うわけですが、この原因をつくったのはやっぱり当局側である、行政、組合側であるというふうなことを私はこの際確認したいと思います、いかがですか、お尋ねいたします。

それから、振興計画を実施するというふうなことで、両区長が署名、押印されております。その計画を実施するというふうなことに当局は考えておられますが、本来こういう施設に来てほしくないという方もおられるということをはっきりしている現状の中で、そういう方たちにとって、この振興計画そのものの実施が好まざる施設の建設と引きかえのものであるというふうな性格からいうと、この計画を実施してもらうということは、施設を認めなければならないという、両方の側面を持っている計画になっているということでもありますから、大変デリケートな問題だと私は思っております。そういう点で考えても、本来は地方自治体が順次整備すべきことであると思うわけですが、今回は施設の建設と引きかえにこれが行われるということが大きな特徴なんですね。そのところで反対をしておられる方々にとっては、してほしくないと言ったら語弊がありますが、我々が施設の建設についてはよしとしないのにこういうことをされると、こっちを認めなければならなくなってしまうのではないかという懸念を持たれるのではないかと。そのところはどのようにお考

えになっておられますのか、お尋ねいたします。

それから、粘り強く理解を求めるということを管理者も今まで何度かおっしゃっておられました。この粘り強くということでありますが、こういう行動といいますか、管理者としての理解を求め活動についてはいつまでやられるのかということですね。どういう時点でこういう活動はやめると、あるいはどんなことがあっても最後までする、最後というんですか、続けるというふうにされるのか、そこのところの確認もしたいと思ひまして、第1回目の質問といたします。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） 財政のご心配をいただきまして、ありがとうございます。ばらばらでしますと大変な財政負担が発生いたしますので、財政の観点からは、3つではなく一つにすることが適切だということを重ねて申し上げ、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

それで、投資的経費が豊岡市のみならず他の構成2町につきましても大変厳しい状況でございます。経済の状況の悪化によりまして税収が減ることは当然見込まれますので、言われるように、構成市の財政状況はさらに厳しさを増すものと思います。しかしながら、ごみ処理施設自体をつくらないというわけにはまいりません。そのような無責任なことをするわけにはまいりませんので、この事業については、財政状況は厳しい中であっても着実に進めていく必要があるものと考えております。

ただ、地域振興計画そのものは、時間的、一定の時間の中で行われるものでございますので、そのときそのときの財政状況や必要性の度合いを勘案しながら、年度年度の予算の中で実現をしていきたいというふうに考えております。

それから、景気が悪くなった場合でもこの地域振興計画は聖域扱いかというのがございましたけれども、基本的にこれを実現するということが私たちのいわば約束事項でございますので、どのタイミングで何をやるのかについて、今申し上げたようなことに配慮しながらこれは進めてまいりたいと考えております。

それから、地域内融和を図ることについてのお尋ねがございました。原因をつくったのは当局側ではないかというようなことの確認をしたいとおっしゃいましたけれども、きっかけになったことは間違いないと、ただ、地区内で意見が分かれて、そこからさらに深い溝になるかどうかは、必ずしも行政側だけの責任ではない、このように考えているところでございます。どんな地域でもさまざまなる事柄が起き、それに対して賛否の両論があって、そこからさらに村が割れるようなところまで行くのか行かないのか、その責任を一方的に行政だけに求めるという考え方については私はくみをしないところでございます。地区が割れることを望まない気持ちは皆さん一緒でありますので、だからこそ話し合いをしっかりと通じて理解を深めていく必要があると考えているところでございます。

それから、地域振興計画を進めていくと、今の反対されている方々が何か賛成せざるを得なくなるのではないかとといったことのご指摘がございましたが、もし賛成していただけるのであれば、これは大変結構なことだと、私はこのように考えているところでございます。

また、粘り強く理解を得る努力はいつまで続けるのかということがございました。施設自体は、仮にこれが完成をした後でも、当然その周囲の人々と、いわば地域の一員としてそでをすり合って生きていくわけでありますから、この施設自体の理解を得る努力は、これはもう未来永劫続くものと、このように考えているところです。議員も地区内融和が図られることが大変大切だとご理解いただいているようでございますので、ぜひ分裂を深めることなくって融和を深めるようなことについてお力添えを賜ればと、このように思っているところです。

その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 過疎債、合特債の質問でございました。いわゆる起債の額はどの程度かということでございます。8億のうちどの程度あるのかということだと思いますけども、合特債、あるいはまた過疎債含めて、大体起債というのが8億のうち4億程度になるだろうと、ざくっとした試算でございますけども、このようにいたしておるところでございます。

返済計画ですけども、これは過疎債、合特債、12年ないし15年というスパンになりますので、そういう期間でもって返済をしていくと、このようになるうと思います。以上でございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 結局聖域扱いという点では、そのようになるというふうな今の答弁から私は感じました。きょうの新聞でしたか、昨日の閣議で新年度の予算の大枠が決まりまして、水道、下水道、環境整備の予算が減ったんですね。ちょっと数字は今手元にありませんが。そういう状況の中で、政府が力を入れていこうとしている予算項目の中に、今申しましたところは減額になっているというふうなこともあります。そういう中で、税収不足が予測されると、この認識は管理者も同じ認識でありますから、こういう中で、他の事業、豊岡市なら竹野以外のところにもいろんな施策をしていただきたい、すべきだということがあるわけでありますが、そういうふうなものも、このごみ処理施設に関連したものは最優先で、これを絶対に削るわけにはいかないというふうなことになる、やはり、何ていうんですか、地域への失望感というふうなものが出てくるのではないかという心配をいたします。だから、たとえ決まって建設となったときでも、聖域扱いはしないと、全体のバランスを見ながら、重点は重点であっても、他のところをほったらかしにまではできないというところぐらいの配慮は必要ではないかと思いますが、それはいかがでしょうか。

それから、原因者は間違いなく行政側なんですね。これは認めていただきましたが、その後に起こることについての責任は行政側だけにあるのではないという論理は、これは論理のすりかえだと私は思います。原因があるからそれがいろんな状況になって、深くなったり浅くなったり、あるいは消えていったり、さらに深くなったりというふうなことがありますから、原因者であるというふうなことについてやはりしておかないと、例えば上郷が3年半で、結局地域の理解が得られないということで、適地からそれを外されるというふうなことになったわけでありますが、その後、上郷の地域の融和、あるいはそういう3年に及ぶ中で賛成の方々、反対の方々、そういう方たちの間に溝があるのかな、ないのかなということを私は心配いたしまして、ある方に聞きましたら、溝はあ

るといふふうなこと、わだかまりがまだ残っているといふふうなことを聞きまして、大変な問題なんだといふふうなことを理解いたしております。だから原因者である限りは、そういう事態についての修復というんですか、その努力は必要不可欠なものであると思いますが、今のような答弁で、責任の一端は地元にもあるような言い方だと、解決はできないのではないかと私は思います。これは本当に大事な問題でありますので、原因者がきちとやっぱり責任を最後まで果たすんだと、融和を図るためにもっともっと努力するんだといふふうなことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、起債の問題であります。返済計画は12年から15年といふふうなことであります。私が聞きたいのは、全体の財政の計画の中でどの程度の影響が出てくるのか、影響は当初から予定しているから大丈夫だといふふうなことなのか、そこの答弁をいただきたかったわけですが、いかがですか。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、聖域扱いというのは議員が勝手に言われている言葉でありまして、私としてはそういうようなことは申したつもりはございません。事業そのものについては、これを誠意を持って実現をするというのは私たちの約束事でございますので、それについては実現するというのを申し上げました。これは他の事業でもそうでありまして、市民に対してやると約束したことについて、それを実現するというのは当然のことであろうというふうに思います。ただ、合理的なやり方を考えてコストを圧縮するであるとか、あるいは全体の中での進める時間的なスケジュールであるとか、こういったものについてさまざまなやりくりをするというのも、これはまた当然のことであろうというふうに思います。

それから、責任の問題について、論理のすりかえだと言われる論旨こそ、私には理解ができません。人はだれであっても自分の行動についてみずから責任を負っております。この施設がもちろん建設候補地とならなければ今のような事態は起きておりませんので、そのことの引き金を引いたのが行政側であることは、もう先ほど申し上げたとおりです。しかし、その事態に対してどのような対応をするかというのは、それぞれの各人の自由の中にあります。例えば地区の中で賛否あっても、一たび地区で決まった以上は賛成するという態度も選択肢としてあります。しかし、そこをせずに反対を続けるというのも、それもまた個人の自由の範囲内にあります。反対する場合でも、穏やかに反対する方法もあれば、品位をおとしめるような反対の仕方もあるわけでありまして、そのどれをとるかはまさにそれぞれの自由の中に任されております。そしてその自由の結果選び取られたみずからの行動については、みずからが当然責任を負うべきであるということを申し上げたわけでございます。何も私たちには責任がないということをお願いしたわけではございません。

融和を図る努力が大切であるということはおっしゃるとおりであります。ただ、現在のところ、反対の方々のところに説明に行こうとしたしましても、来るなど、あるいは職員が少し地区を行いますとたちどころに私あてに抗議文が来ると、こういった極めて残念な状態になっておりまして、これは私たちが望んでやっているわけではないということもぜひご理解を賜りたいと思います。古池

議員におかれましては、重ねてでありますけれども、私たちが努力することは当然でありますけれども、議員のお立場でも融和についてご尽力あるいはご助力をいただければと、このように思います。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 市の財政の影響でございます。先ほども説明申し上げましたですけども、実質負担という格好で2億7,000万と申し上げました。大変構成市町、財政厳しき折ということもございます。ですからこそ合特債あるいは過疎債、有利な起債を期限内で有効に使う、そのようなことを努めながら、市財政への影響、できるだけ負担を少なくする。そのような考え方でありますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 聖域扱い、聖域という言葉は私が勝手に使ってるんだというふうなことでありますが、実質どうなのかということでの議論をお願いしたいと思います。誠意を持って実現する、いろんなことのやりくりをしながらやっていくという答弁でありますので、ここに上がっている事業については何が何でもやるんだと、ほかのことは実現ができなくてもやるんだというふうなことは私は受けとめざるを得ない答弁であります。というのは、大体基本構想、基本計画、それから実施計画と移っていくわけですが、実施計画まで行くと、次年度あるいは今年度に予算計上されて事業へ入っていくのかなと皆思って期待をしておるわけですが、税収不足が生じたときには間違いなくどこかを削らなければならない。あるいはおくらせなければならない。そういうふうなことになるかと思うわけでありませぬ。そういう場合に、この基本協定あるいは地域振興計画に盛り込まれた事項については何があってもやっていくんだというふうなことは私は理解しておりますが、そういうことを聖域というふうな言葉でよく政治の世界では使いますが、それが間違っているかどうかです。私はその言葉にこだわりませんが、事業実施について、何が何でも、税収がどうであっても、やっぱりこれは必ずやるんだということなのか、確認をさせていただきたいと思っております。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） 例えば豊岡市では学校の耐震化を進めておりますけれども、これも安全に係ることですので、やるということについては何が何でもやるというふうな恐らく豊岡市長は思っているだろうと思います。それに対して古池議員が聖域だというような言葉で言われたような記憶はとんとございません。少なくともまず大切なことは、ごみ・汚泥処理施設は何が何でもやらなければいけない、そのことだけははっきりいたしております、古池議員とは意見が違いますけれども、ばらばらではなく、一つでやらなければならない。ばらばらでやるというのは、教育を削り、あるいは福祉を削ってでもごみにお金をかけるという、こういう論理でありますけれども、そのことについてはかねてからそのような立場をとらないということを申し上げてまいりました。その他につきましてもさまざまやりくりをしながら、一つ一つの事業の財政負担を減らす努力をしながら、必要なものについては、これはやり遂げていく。それが政治あるいは行政の責任ではないかと、

このように考えているところです。

議長（岡 満夫） ほかにありませんか。

2 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。地域振興計画の策定及び基本協定の締結についてということで、少しだけお尋ねをしたいというふうに思います。

1 点は、割と早い時期に坊岡の皆さん方からの申し入れというふうな中に、木谷口からの進入は困るということがあったと思うんですね。このあたりはどんなふうになっているのでしょうか。この計画の中を少し見せていただきますと、地元経済の振興、（４）の３の というあたりで、木谷口圃場整備ということが出てくるわけですが、実施方針の中で、進入路位置により買収残地も想定されるので、検討委員会と協議していくというふうなことが出てまいります。ということは、木谷口から入ろうということに現時点ではなっておるのかなというふうに思えまして、この辺が、どんな協議の経過の中で、どんなふうにも木谷口からの進入は困るというふうなことから木谷口から進入しようというふうに変ったのかということの一つはお尋ねをしておきたいというふうに思います。

いま一つは、それぞれ実施に関して用地等の合意が得られなければ実際には進まないというようなことから、各区の要望順位が高く、かつ事業要件が整ったものから年次計画により実施するというふうな文言になっておるわけですが、地権者との話というのは、先ほども少し反対をされる方々からは話し合いに応じてもらえない、あるいは来るなどと言われる、抗議文まで来るということが今日に至るまでそれぞれあったというふうなことが管理者からも言われたわけですが、地権者との関係というのはどんなふうにお考えになっているのか、もう一度聞きたいというふうに思います。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） 木谷口からの進入は困るとなっていたのではなくて、そういう声が、意見がまず地区内にあったということでございます。その後、改めて区の中でこの施設の受け入れについての賛否が問われました。その際に、木谷口からの進入路をつくるということを前提にこの施設を受け入れるかどうかという賛否の問われ方がなされまして、そして賛成多数でオーケーが出たということでございますので、地区の意思としては、木谷口からの進入路ということについて合意が得られてるとというのが、これが現時点での状況であります。ただ、木谷口からにしても、どのような法線で行っていくのかということ自体は、これは地区の皆さんとよく相談をさせていただき、こういったことになっております。

仮に木谷口以外からとなりますと、御又というところからになるわけですが、トンネル等でとんでもないほどお金がかかりますので、木谷口からの進入というのが一番合理的な方法である、このように考えているところです。

それから、地権者との関係でありますけれども、地区としての施設建設の合意は、受け入れにつ

いては、これは了解は得られてというか、まさに基本協定の締結によってここはクリアできたわけ
でありますから、今後は個々の地権者の方々との話し合いということになります。これについては
売っていただくという交渉をする必要がございますので、これについては誠心誠意理解を得るよう
な努力をしていきたいと、このように考えております。

議長（岡 満夫） 2番山本議員。

山本賢司議員 地権者との関係ですけれども、これから誠心誠意ということなんだというふうに今伺
いましたけれども、じゃあ実際問題、木谷口から入ろうということで、この間も木谷川の、どうい
うんですか、右岸にというふうな話が出た時期があったりしたと思うんですけども、きょうの話の
中ではその辺のことは、進入路云々のことは全く出てこない。坊岡本見塚線の改良というのも現在
の区内の道路を若干改修しようというふうなことのようで、現道は出入りには使わないというこ
が大前提になってるんだというふうに、この計画を見せてもらっている限りではそう読めるわけ
ですけれども、その辺の可能性というか、そこら辺、あるいは河川というのは県ということだろうと
いうふうに思いますので、県協議といたしますか、その辺というのはどんなふうに現時点でなっ
てるのか、まだこれからということなのか、そのあたりはいかがですか。地主さん方とどの時期まで
にどんなふうにするというふうなことが、もしお考えがございましたら伺っておきたいと思いま
す。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 木谷口からの進入路で、地域振興計画に上がってないということでございま
す。実はこれについては、区長さんから申し入れ書というのをいただいております。その中に、木
谷口の進入路については検討委員会及び地元と十分協議するように、このようなものを別途申し
入れ書としていただいております。したがって、地域振興計画には入っておりませんし、進入路自体
がもう施設に直接関連するものでございますので、施設関連ということで、今回地域振興計画の中
には入っていないということでございます。

それから、当然進入路の位置によって河川との関連が出てまいります。これについては事務レベ
ルということで、1回か2回か県当局の方と協議をしておるという状況でございます。詳細につい
ては実際の計画が定まらないと協議できないわけですし、一応事務レベルでは相談に参っておると
いう状況でございます。

議長（岡 満夫） 2番山本議員。

山本賢司議員 もう一遍伺います。進入道路そのものは施設建設そのものの事業の中だというふう
に今言われるので、それはそれでわからんことはないんですけども、じゃあこの先どの時期に、あ
るいはどの時期までにというふうなことをもし想定をされているのであれば、その辺も伺ってお
きたいと、もう一遍さっきの話。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今回、発注業務の中の一つに、今の造成基本設計というのがございま
す。こ
の中で、施設の造成の基本的なそういった設計も行うわけですけども、進入路の位置についても検
討すると、このような中身の委託でございます。実際に進入路案を何点か一応検討させていただ

て、その案をもって地元の皆さんと位置について協議をする。このような手はずで今回発注いたしております。以上でございます。

議長（岡 満夫） ほかにありませんか。

4 番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 基本協定第1条では、循環型社会をつくるという趣旨の文言がまず出てまいりますので、循環型社会形成推進基本法に基づく定義を述べ、かつ、この基本協定の精神になっている循環資源等についての考え方もご説明願いたいと思うんです。というのは、この基本協定というのは、先ほど管理者が、どうしても必要な施設だから、いろいろ困難があっても頑張ってつくってきたいという趣旨のことを述べられた。これは同時に考えなくてはならないことは、広域ごみ処理施設をつくる場合に、循環型社会形成推進基本法の精神に立ってやるということが大前提としてあると思うんです。その立場から、先進的な環境創造というのもこの範囲の中にあるということを考えますので、あえてお尋ねしておきたいと思うんです。

一つ確かめておきたいんだけど、この精神に立ってつくられたという基本計画、そもそもの広域ごみ処理の基本計画は平成17年に策定をされたんですが、それ以後の豊岡、香美町、新温泉町の施設の現況について、焼却量、リサイクル量、残灰の埋め立て量などをあわせてご説明願って、これからの施設の具体的な取り扱いについて考えていきたいと思うので、ご説明願いたいと思うんです。この基本協定の根にある基本計画では、今度の施設の規模は、日量焼却量が174トン、リサイクル量37トンということで計画されているが、これで今度の地域振興計画の中にある諸問題も解決し、かつ後の議題になります造成設計の基本的な数値にもなるということから、あえてお尋ねをしておきます。

2つ目には、基本協定第2条に関連した問題なのでありますが、事務局長の説明の中にもありましたが、国県事業が14事業、豊岡市経常経費対応事業が5事業、上記を除く事業が31事業、さらに施設整備関連事業として9事業、合わせて59事業を地域振興計画に盛ったと、こういうご説明でありました。それで、あらかじめ議長に対して、この事業の事業主体、さらに事業費の概算額を資料としてお示し願いたいと、こういうことを申し上げたが、議長並びに議会事務局長からのご回答は、議運の決定により本日配付する旨のご回答がございましたが、配付された資料を見ると何の説明もなく、概算事業費は何も説明がありません。私は、一言、余談になりますが、議長に申し上げますが、議員が議運の決定に従って当局に対して資料要求をしたにもかかわらず、議運があたかもこれを妨害するかのごとく、資料の提示を本日机上に配付するというようなことは、本日は議員協議会でありますから、日程のところで異議は申し上げませんでした。今後、議長において精査され、資料の取り扱いはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

質問を続行いたしますが、したがって、本来の国県事業に当たるもの、それから豊岡市経常経費対応事業に当たるもの、施設整備関連事業に当たるものは、本日管理者並びに事務局長がご説明になりました約8億円との、事業費との関係はどうなるのか。施設整備関連事業であるものは、本来地域振興計画には含まれる必要のないものであって、8億円の概算事業費の中には入らんのじゃな

いかなと。また、国県事業がこの中に含まれることもまずなかろうということになると、豊岡市経常経費対応事業と上記を除く事業と、つまり36事業ですか、これが8億円に当たるのかなと。また一方、わからないのは、一般財源ベースの実質負担約2.7億円に対応する概算事業費もお示しを願いたいとお願いを申し上げましたが、これは机上の計算であるので、にわかに説明できないという資料をちょうだいいたしました。改めて、机上の計算では今日どの事業が概算どのぐらいになっておるのか、ご説明を願いたいと思います。

さらに不思議なのは、構成市町間の負担のあり方についての資料もご請求いただきましたが、本日の協議会の説明資料の中では少し書いてあるんだけど、これ書いてあるんだったら説明できないわけじゃないんじゃないかなと。負担割合は本組合の規約によって、あるいはまた相互間の契約によって明瞭であろうと思われまので、8億円という概算事業費、そのうち約4億円が仮に合併特例債、過疎債であるとする、各市町にそれぞれその額も配分をするんであると思うわけですが、それぞれ交渉の要点ですね、本日、幸い副管理者もおいでになっておられますから、この際、議会に明瞭にご説明を願ひ、明朗なる計画にする必要があるんじゃないかなと思いますので、ご説明を願いたいと思います。第1回です。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） まず、循環型社会の定義についてお尋ねをいただきました。循環型社会というのはこんなふうに定義をされております。1つは廃棄物等の発生抑制、2つには循環資源の循環的な利用及び、3つですが、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会というふうに定義をされているところです。

それから、循環資源の意義でありますけれども、今申し上げたような趣旨に合うような資源というふうにご理解をいただければいいのではないかと思います。端的には、今までごみとして捨てられていたものが、実は再利用は可能である。こういったものが、例えばプラスチックでありますとか瓶、缶等とあるわけでありまして、そのようなものを指してるものと考えているところです。あるいは、例えば下水の汚泥等でありまして、今の豊岡市でもメタンを採取をして、それを汚泥の乾燥に使うというようなことをやっておりますけれども、これもメタンを、従来は空気中に放置されていたものでありますけれども、利用することによって、これも循環型資源と言えるのではないかと、このように考えているところです。

それから、新しい施設の処理量についてのご質問をいただきました。数字は、現時点での計画は議員がご指摘になったとおりであります。いよいよ事業者が発注をする、そのぎりぎりの段階で改めて再検討することにいたしております。といいますのは、この174トンというのはこの計画を決めた時点でのごみの推計量、完成時点でのごみ量の推計に基づいて行っておりますけれども、その後、ごみの減量化が進んでおります。したがって、いよいよここで最終的にごみ処理量といひましようか、ごみの処理容量を決めなければいけないというところまで判断を延ばして、そしてその段階でさらにごみの減量化が進んでいけば、そしてさらにその先も見込めるのであれば、この能力自

体を小さくしていくというふうを考えているところでございます。

それから、1市2町の負担のあり方についての交渉の要点というご質問をいただきました。形式的に言いますと、例えば市の事業でありますと、みんな豊岡市がやればいいではないかという意見も出てくるわけでありますが、豊岡市の各地域からさまざまな要望がございまして、通常ベースでいくとなかなかプライオリティーが低くてやれないというようなものがある。しかし、それを廃掃法に基づく要請に基づきましてやるとするならば、これはこの施設を整備するために必要になった事業でございますので、その場合には一定のルールに基づいて1市2町で案分をするということになるかと思えます。そうしますと、一つ一つの事業が一体どちらに属するのか、このことをはっきりさせる必要がございまして、これが一つは交渉の要点ということになるかと思えます。

それから、その負担を現実にする場合、1市2町でこれは負担をすべきものであるとわかった場合でも、例えばあらかじめ一括払いをするのか、分割払いでいくのかといった負担の仕方、額ではなくて、それを実際に支払う支払い方についても交渉の大切な要素であろうと思っております。現在これは今事務レベルで議論を重ねているところでございます。

その他につきましては、それぞれから答弁をさせていただきます。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） まず、資料要求の関係でご質問があったわけですが、今回、本日配付させていただいたものは、資料要求の中で具体的事業名、事業主体、これがわからないということでございまして、要は今回示させていただいております地域振興計画、これがどれが国県事業でどれが経常経費の対応なのか、あるいは施設関連はどうなのか、それがわかりにくいということでございまして、その分は本日配付させてもらったということでございます。

事業別の概算事業費とか一般財源ベースのものはどうなのかということでございましたので、それについては差し控えさせていただきたいと、このように回答させていただいたものでございます。

地域振興計画の中で、国県事業が入っておるということでございます。あるいはまた、施設関連整備のものも入っておるということでございます。確かにご指摘のところはわかるわけですが、地元の方で要望事項を取りまとめていただきました。その中で、やはり地元のご意見としては、大変国県事業についても強い要望がある。施設関連の事業についても大変強い要望がある。こういった中で、やっぱり今回の地域振興として上げさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 今、答弁では、管理者は、減量化が進んでいると一言で、私はもう少し丁寧な説明を求めたが、なお答えられるのであれば、平成17年、18年、19年度に分けて、例えば3つの施設のそれぞれの焼却量、こういうものは答えてもらいたいと思います。これはぎりぎり検討するということを管理者は言われたけれども、既に施設の敷地あるいは規模を後の議題になります造成基本設計では想定をして発注をすると、基本的な設計構想を立てるということになっていきますから、これは避けられないと私は思うんです。

それから、事務局長も数字を上げずに答えたから、ちょっと再度確かめておきたいと思うが、国
県事業が14事業あって、これは今度事業名、丸がついてる。それから、施設整備関連事業9事業と
いうのはあると、これは一体8億円の中に入っているのかどうかということを聞きました。これは
返事がない。というのはどういうことかという、施設整備関連事業ということになれば、施設整
備費の当然の事業ということになりますから、これは規約に従い、また予算に従い、香美町にも新
温泉町にも本体の工事費と一緒に負担をしていただくという性質の当然の経費になろうかと思うん
です。そうすると、それが8億円の中に入っているとすれば、例えばの話であります、これは後ほ
どもお尋ねしたいと思うけれども、木谷川の改修、あるいはつけかえ、現道のつけかえを含む幅員
7メートル、歩道設置というふうなことになる、これはとても8億円でやれる事業とは私は想像
できないんです。一体このことについてしっかり認識しないと、きょうは地域振興計画の規模をや
っているけれども、この背景には、本体工事がどれほどの額になるかということを見越さなかつた
ら、先ほど古池議員は遠慮して、地域振興計画の範囲で質問をした形式になっておるけれども、本
来、財政上の心配は、本体を含む財政負担のあり方が大問題なのであって、私は、そういう点では、
一体8億円というのは何を指しておるのか、それで資料を概算であっても示してもらいたいと言っ
たのに、先ほどもまた重ねて事務局長が、資料は本日お示しをして、額を示さなかったというふう
に回答したということで、そんな回答もらってへんで。きょうここに来てから机の上に配ってある
のに額が入ってなかっただけです。少なくとも、えらい資料のいただき方が遅いなとは思っておっ
たけれども、きのうの夜、家に帰ってから資料を見たけれども、その中には、この14事業、5事業、
31事業、9事業の該当事業の区分けや概算事業費の資料はありませんでした。本日ここに来て、事
業項目はどれであるかという数字の入った一覧表をちょうだいしただけであって、私は、本日は議
員協議会であるからやむを得んかと思っておりますけれども、少なくとも、本日何も難しいことを
聞いているわけではなくて、事務局長なり管理者なりが約8億円とおっしゃった。その事業のアウト
ラインは最低限お示し願わないと、これはちょっとわからない。

それから、施設整備関連事業というところが実は木谷川や市道坊岡本見塚線の整備にかかわると、
これは市議会の方でも一般質問でも行いましたけれども、もともと市長あるいは管理者が委嘱をな
さった選定委員会が選定をしたときに、ここが一番大切な問題ですというご指摘のあったところです。
私はこれは、特に坊岡、それから森本地区でも坊岡寄りの住宅を、あるいは農地をご所有になって
いる方々にとっては、これはこの事業に賛成であっても反対であっても、ゆるがせにできない根本
問題だということですから、この施設整備関連事業というのはこの8億によもや入ってない
だろうと、こんな中でやられたんじゃ、8億円でやれる程度のことだったら、本当に小さな川を
掘るぐらいのことになってしまうというふうに思いますが、いかがでしょうか。ぜひ、3回しかあ
りませんから、2回目は丁寧に質問しとるんだから、事務局長、もうちょっと丁寧に答え願わな
いと、とにかく3回過ぎりゃあええという答弁でないように、ひとつしっかり答弁してほしい。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） ごみの焼却量につきましては、後で課長の方から説明申し上げます。

それで、8億円の分でございますけども、これも2ページで書いております。要は豊岡市の経常経費で行う5事業、これも8億円の中には入っておりません。当然ご指摘のように国県事業も入っておりません。それから施設整備の関連事業、9つございますけども、これも入ってない。施設関連の整備については、今後、地元の皆さんと協議しながらやっていく必要性もございますので、当然入ってないということです。残りの要は31事業が8億円ということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） ごみ量の推計ですけども、実績値ですけども、燃やすごみの計画収集ごみと直接搬入ごみを足したもので申し上げますと、豊岡市におきましては、平成17年度実績が3万2,340トン、前年対比0.38%の増でございます。18年度が3万2,198トンで、前年比がマイナスの0.44%、19年度が2万9,188トン、前年対比がマイナスの9.35%です。香美町でございますけども、香美町は17年度5,154トン、前年対比マイナス3.52%、18年度が5,133トン、前年対比マイナスの0.4%、19年度が4,932トンで前年対比マイナスの3.92%です。新温泉町が17年度5,468トン、前年対比マイナスの1.73%、18年度が5,461トンでマイナスの0.12%、19年度が5,194トンで前年対比マイナス4.89%。これらを合わせた、合計1市2町の合計でございますけども、17年度が4万2,962トン、前年対比マイナスの0.38%、18年度が4万2,793トンで前年対比マイナスの0.39%、19年度が3万9,315トンで前年対比マイナスの8.13%でございます。以上でございます。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 私は特にお尋ねをしておきたいんだけど、地域振興計画で、そうすると31事業については、これは、今、8億円とおっしゃった規模の中に位置するということを事務局長はご答弁になったんだけど、そうすると、これに合併特例債や、それから過疎債を含めた協議がそんなに難しいはずはなからうとむしろ思うんです。一番困難なのは、施設整備関連事業のところをどうするかと。そうすると、これは概算の事業費との関連、あるいはルートとの関連が出てきますから、後ほどお尋ねをする方が適切かもしれませんが、もしこちらの方でご答弁なさった方がいいのであればご答弁願いたいと思うが、施設整備関連事業というのは大体概算どのぐらいになると見込まれておるのか。これは本体工事、今までご説明いただいた焼却炉、リサイクル工場、あるいはそれを工事するための用地造成、買収、その規模で大体これぐらいというご説明はあったが、施設整備関連事業についてはご説明が今までなかったように私は思うんです。ですから、いよいよ後ほど造成基本設計の中では相当詳細なこれは造成設計を行うという趣旨のお話のようでありますから、今ご答弁いただく方がいいのであれば、概算これぐらいは必要だと思ってるということをご説明願いたい。というのは、先ほどもご丁寧に何度もご説明がありますように、本来当局としてもしなきゃならん、もしそこに施設をつくるならば、こういう国県事業と施設関連整備事業をやらなならんと思っておったけれども、地元の区長さんなり地元の区が特に要望なさったのでここに上げているということであると、二重三重に、この事業をどうするかということは非常に大事な問題でありますから、ぜひ説明を願いたいと思います。

それから、今、ごみの焼却処理量についてご説明がありましたが、この傾向はことしに入ってから減量率が進んでおるといふふうに見た方がいいんじゃないかと思うんですね。これは市の方での補正予算の中にもあらわれてまいりました。ですから、ほぼこの施設の規模についても、ぎりぎり絞り込むということをおっしゃいましたけれども、循環型の社会をつくっていくという根本精神からいって、今日の計画そのものを考えなくてはならない場合がありますから、ぜひその傾向について、数字がわかればご説明を願いたいと思います。以上です。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 施設関連整備の事業について、どのくらいになるかということでございます。

まず、候補地選定のときに申し上げたわけでございますけれども、進入路、敷地造成、それから用地関係、これが大体13億ということをおっしゃってまいりました。今回の地域振興計画の中にはそれ以外に施設整備関連ということで、例えば環境学習機能の整備だとか、それから市道の坊岡本見塚線の歩道設置だとか、それから避難所機能だとか、いろんなものがございまして、したがって、これらは施設整備にあわせてやるものですので、今の時点では事業費はつかめてない。ただ、進入路の整備等について、用地等も含めて、先ほど申し上げました13億というものを説明させていただいた。このような次第でございます。

それから、ごみ量の関係で、174トンの見直しというものが出るとおっしゃいます。ごみも相当市民の皆さんにご協力いただいて減ってきておられるわけですが、174トンについては、例えばD B Oのアドバイザリー業務、そのときの時点で、最終ぎりぎりの時点で最小限の規模に見直しをして整備していきたい、このように考えておるところでございます。以上です。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） 議員の方から20年度の傾向はどうかというご質問ですが、先ほど申し上げましたのは、燃やすごみのベースでお答えをさせていただきましたけれども、燃やすごみだけのデータを今持っておりません。ごみ量全体のベースでいきますと、9月までの実績での、9月以降については19年度実績を足し込んで年間の20年度ごみ量を推計したものがございまして、その比較でいきますと、全体の、19年度実績でいきますと3万3,000、これは燃やせないごみ、あるいは清掃土砂等も加味した量ですが、その量が推計値では3万592ぐらいになっておりますので、減少傾向にあるということでございます。

議長（岡 満夫） 暫時休憩いたします。再開は11時35分。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時35分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかにありませんか。

1 番長瀬幸夫議員。

長瀬幸夫議員 長瀬でございます。まず、このたび基本協定ということで、地元の皆様のご理解をいただき、あるいは当局の努力によって結ばれたということになっております。大変ご苦労いた

いて、感謝を申し上げます。

そういう中で、私は、先ほども同僚議員の中でありましたが、反対が一部あるということもお聞きしておりますし、それからブログなんかで載っておるのもありますし、それから地元の暮らしを考える会ですか、それらからのお手紙もいただくことがありまして、心を痛めるところでございます。

そういう中で、今後、管理者として、どのような方法でこの方たちにご理解をいただくのかという努力をされるのかというのをお聞きしたいなど。いいますのは、先ほどもありましたが、反対の人が説明を受け入れないというような、単なる反対のための反対なのか、あるいは反対の理由がきちんとあって、それに対してどうすればそれが理解いただくかというようなことがあるのかどうか。その辺をとらえておるのかどうか。ただ受け入れてもらえないから、何が反対だかわからんという状況にあるのか。それから、立ち木トラストというのが新聞にも載っていましたが、その辺がどのような状況にあるのかお聞きしたいと思いますし、それから、振興計画、基本計画が示されて、きょういただいた分類表でそれぞれの関係が持つ持ち分がありますが、1番の国県事業というのは、相手のあることですから、なかなか計画的には、これがいつどうかというようなことは難しいとしながら、あとの計画を、先ほど管理者の答弁を聞く中では、何が何でもこのことはやっぱり進めていく限りには、これはやっていきたいんだということの説明があったように思います。そういう中で、これを進めるための年次計画といいますが、これらはいつごろ示されるようになるのか。あるいはこれを実施するのはいつごろからスタートできるのか。あるいは理解を得て施設が実施できる。施設と並行してそれらをずっと進めていくのか。その辺はどのようにお考えがされておるのか。その2点をお尋ねしたいと思います。以上です。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） まず、反対の理由でありますけれども、直接その対話をいたしておりませんので、正直なところ、わからないというのが実態であります。ただ、ピラ等に書かれていることを見ますと、このごみ処理施設の安全性ということについて疑問があるといったことが論拠になっているように思います。そういうことであれば、私たちとしてはむしろそれが合理的な根拠を持ってないものだという自信を、つまり安全なものであるという自信を私たちは持っておりますので、ぜひそこはテーブルに着いてやりとりをさせていただければなと思っております。ただ、現在の状況は先ほどお話をしたとおりでございますので、今後、さまざまなチャンネルなりやり方等に工夫をしながら、直接対話ができるように努力をしまいたいというふうに考えているところです。

それから、振興計画の年次計画ですが、実はこれはなかなか立てにくいというのがございます。といいますのは、例えば宅地造成の要望などございますけれども、こういったものもいわば適地があるのかどうか、それからコストから見たときに、つまり他の宅地に比べて競争できるような金額におさまるのかどうか等、さまざまな課題がございまして、なかなか計画で何年にこれをというのが立てにくい項目がございまして、ちょっと全体の年次計画は現時点ではまだ立てられていな

いというのが実態でございます。

ただ、できるものであって、地区の要望も高いものにつきましては、これは順次着手することにしたしております、来年度予算の中にも幾つか実現をしたいというふうに考えております。ただ、具体的には、どういう事業をどのぐらいの金額でというのは予算査定の作業でございますので、現在その作業中でございますので、具体的には新年度予算を公表するときまでお待ちをいただければなど、こんなふうに考えております。

立ち木トラストの状況につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 立ち木トラストの関係でございます。私ども、現場確認をさせていただくわけですが、なかなか中に入れない状況でございます。報道によりますと、明認札というんですか、札があるわけですが、前回のときには140本、今回は100本ということで、報道でいいますと240本ほどというふうに書かれております。我々が確認できる範囲では70本程度は確認できたわけですが、それ以降についてはなかなか現場に入れないという状況の中で確認できてないというのが状況でございます。土地の地権者数でいいますと、我々が確認するところによりますと大体8名程度ぐらいかな、このように思ってますけれども、実態は詳しくわかりません。以上でございます。

議長（岡 満夫） 1番長瀬議員。

長瀬幸夫議員 せっかく計画をし、協定しているのに、今、説明をお聞きすると、何か現場に入れんような状況というようなことも聞かせ願ったわけですが、次のあれになるではなかろうかと思えますけど、現地の調査というのは順調にいくと言っていいのですか。何か今の答弁では不安だなという思いがしますが、その辺はいかがでしょうか。ただ地元の区との話し合いで協定はできたと、ただし、現地、地権者の、その現場には入れんという状況になってしまうのかどうかというような不安があるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 大変説明不足で申しわけございません。現場に入れないというふうに申し上げたんですけど、要は立ち入り拒否、あるいはまたトラストされている方々については入れないという意味でございます、それ以外のところについては土地の調査の同意等もいただいております。ですので、そういったところは調査できるということでございますので、今後、業務を発注いたしてはありますが、できる範囲のところ調査をさせていただく。このようなことで、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（岡 満夫） ほかにございませんか。

（質疑なし）

議長（岡 満夫） 発言がないようですので、本件はこの程度にとどめたいと思います。

次に、（2）生活環境影響調査業務及び敷地造成基本設計等業務についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番古池信幸議員。

古池信幸議員 では、第2の議題につきまして質問いたします。

資料を要求いたしまして、その資料によりますと、環境影響調査につきましては中外テクノス株式会社、これが落札したと。それから、土地の造成設計の方につきましては株式会社エイトコンサルタントという会社が落札したというふうなことを資料でいただきました。その中で、まず1点お尋ねします。中外テクノスが、平成15年から16年、南但のごみ処理施設建設に伴う生活環境影響調査業務を請け負っております。既に4年たっておりましてありますから、結果が出ておられるわけでありまして、この結果について、今回我々に配られました、どういう調査をするのか、5項目上げられております。大気とか気象、それから悪臭、水質、土壌、動物、植物、そういうふうなものについての調査をするんだというふうなことがあります、この南但の既に行われた環境影響調査業務、どういう結果であったのか、まず答弁をいただきたいと思っております。

それから、入札に関して疑問がありますので質問いたしますが、候補地選定委員会名簿というのをいただきました。この中に学識経験の方で、八村智明という方が選定委員の一人として名前を連ねております。この方が所属しておられますのは、財団法人日本環境衛生センター西日本支局環境工学部処分場対策課長という方です。この方が属している財団法人日本環境衛生センターというのが、この資料によりますと、両方の入札に参加しているということがわかりました。これは、選定委員である方が属している会社が入札に参加しているということは、私は到底信じられない。こんなことはあるはずはないと思っていたことがあるわけでありまして、このことについてはどのようにお考えになっておられるのか。まずこの2点、お尋ねいたします。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

事務局長。

事務局長（境 敏治） 中外テクノスの関係で、南但の資料でございます。その結果を聞いているかということでございますけども、申しわけございません。資料については入手いたしておりません。したがって、結果がどうだったかというのは、やっぱり南但のことですので、その辺は確認はできておりません。

それから、今の選定委員と日本環境衛生センターの関係でございます。もともと選定につきましては、やはり今までの実績、あるいはまた会社が得意とするものは何なのか、そういったもので選定をいたしました。今の工事の選定委員の仕事とは全く関係ございません。したがって、そういったことは影響はない、このように考えておるところでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 南但で行われた業務の結果については、ぜひ資料として提出をいただきたいと思っておりますが、いかがですか。

それともう一つ、今の2点目の答弁であります、豊岡市の契約規則、これは一般競争と今回の指名競争とあるわけですが、指名競争についても一般競争の条項に準じて5条から7条は行うという中に、入札参加者資格というものがあるわけでありまして。この資格に、今、答弁では関係ないという答弁であります、私は、関係ないということではなしに、まず入札参加の資格がないと判断

すべきだと思うわけであります。というのは、入札というものは、公金を支払うもともとの原則として、公金であるから公平な、あるいは公正な現状の中で入札行為が行われなければならないというふうなことがあるかと思うわけですね。その中で、選定委員として選定業務にかかわってきた本人が属する会社が入札行為に参加するということは、参加資格に欠けると、参加資格としてはもう初めから除外すべき財団法人であるというふうには私はどう考えても思うわけであります。選定業務と入札業務と関係ないということをおっしゃいました。それは余りにも飛躍した答弁で、入札参加者の中に選定にかかわって結果まで出された方がおられるということは、現地の状況も、それから現地が候補地となった経過もすべてご存じの方がおられると、そういうふうなことは、やっぱり公平なスタートラインに立って入札の値段を出すということにおいて、もともと知り得た情報量が全然違うわけですから、公正さを欠いていると言わざるを得ないと思いますが、いかがなんでしょうか。

2点、改めてお尋ねします。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） 南但の資料を取り寄せる考え方は持ってありません。議員のご提案は、例えば豊岡市がここで道路をつくる。その道路の設計をたまたまAという会社が請け負った。Aという会社は別のところで、神戸市でも何か道路建設を請け負ってるらしい。その設計図を入手しろとおっしゃると同じでありまして、要は環境影響調査等をやる能力があるかどうかということさえ確認できれば、あとは北但行政事務組合の仕事をしてもらったらいいわけでありまして、南但のことについて我々が知る必要は特にないものと考えております。

入札につきましても特に問題があるとは考えておりません。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 入札に関しては、資格の問題で、今の答弁は余りにもぶっきらぼうといいますが、関係がないというふうなことの答弁であります。私の質問は、スタートラインがまず違うじゃないかと、今までの経過も知り得た者が、その会社が、あるいはその財団法人が入札に参加すること自身が私は不公正だと、だからこの入札全体、2つの入札とも、第14条には、次に掲げる入札は無効とするということになっておりまして、1、入札に参加する者に必要な資格のない者、あるいは入札書が所定の日時までには到着しないとか、いろいろ書いてあるわけでありまして。この中の最初の第1項に、必要な資格のない者というふうなことになるじゃないかと私は考えます。そういう点からいうと、公正な入札が行われたというふうには見れないということがありますので、ぜひこれは今回無効として、再度入札行為をすべきであると考えますが、いかがですか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 入札の関係ですけれども、今回入札の指名をいたしました業者、すべて指名願という格好で受けております。そういった中から、先ほども申し上げました実績、あるいはまた会社がどういう専門なのか、そういうことを公正に判断して今回指名に至ったところでございます。選定委員会ということで、例えば選定業務を委託したわけではございません。一応選定を終えて、今回、生活環境影響調査、あるいはまた進入道路を含めた敷地造成基本設計を発注するものでござ

いまして、知り得ておるかどうかということで競争の妨げになる、そのようには考えてはおりません。以上です。

議長（岡 満夫） ほかに質疑はございませんか。

2 番山本賢司議員。

山本賢司議員 前段のやりとりの中で、地権者の理解、同意という話をそれぞれしておるわけですが、事務局長が反対者の地域には入れないという趣旨のことを今の状況だというふうには思っておりますけれども、だからそのほかの場所で調査をするというふうな言い方になった部分があるんですけども、そういう意味からすると、特にこの敷地造成、基本設計等業務と、この部分はまさに施設を建設する予定地の中全域を少なくとも、入れる場所と入れない場所があるなんていう状態でこういう業務が可能だということになるのかどうか。さらに、進入路の配置計画等も地元検討委員会等と協議しながら進めると、こういう文言になっているわけですね。そのことからすると、まだ法線も決まっていない、地主さん方の、関係者の全体の同意も得られているという状況ではないのかなというふうに思うものですから、そういう状況の中でこの業務が3月末までに可能だということになりますのかどうか、もう一遍、地権者の理解あるいは同意ということとの関連も含めて伺っておきたいというふうに思います。

議長（岡 満夫） 正午を過ぎますが、会議の都合上、これを続行いたしますので、ご了承願います。

答弁願います。

事務局長。

事務局長（境 敏治） 先ほども申し上げました、例えば立ち木トラストが全面的にされているものではございません。調査の同意もいただいた区域もございます。したがって、こういった今回発注しました業務については、その辺の配置も工夫しながらやっていきたい、このように思っております。

基本協定、12月2日でさせていただきました。今後は地権者の皆さんにもやはり説明会等を開催して、早急に敷地の関係、あるいはまた進入路の関係含めてお願いする機会が大事だろうと、このように思っておりますので、そういった機会を早目に催す等をして、地権者への対応を図っていきたい、このように思っております。以上です。

議長（岡 満夫） 2 番山本議員。

山本賢司議員 そうするというのはわかるんですよ。しかし、最終的に買収というか、売る売らないという話は別にしても、少なくともその土地に入ってもええよということが、全体をくまなく見れるよという状態じゃないところでこういう設計なんていう業務、測量設計をする、あるいは地質の調査もやるというふうなことが事務事業として可能なんですか。そこのところは私にはわからんですよ。地権者、絶対入ってくるなと言いはる、話も聞かへんと言はるというふうにおっしゃりながら、同意を得られた地でやりますという、環境影響評価の調査というのは多少ポイントが前後してもええのかもしれない、例えば、しかしながら、建物を建てる底地の測量調査、あるいは進入道路の設計なんていうのは、それこそ地主さんが最低限、いよいよどこがかかるかわからんけども調

査してくれえなということがないと、この事務そのものがないんじゃないですか。そんな状態で売るといって自体が私にはどうも、ああそうかいというふうには思えないんですけども、同じことを聞いてます。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 基本設計でございますので、全部が全部その土地に入らなくてもいいわけでございます。入れないところは図面上でも設計は可能と、このように考えております。そういったことを含めて対応していきたい、このように考えているところでございます。

議長（岡 満夫） 2番山本議員。

山本賢司議員 図面上で設計が可能だというんだったら、それは全然別の話でしょう。この間だって、概略設計だって何だって図面上でやってきたじゃないですか。違うんですか。我々、そういう図面も今までからいろんなところにいるんなことを、このエリアでこの地形だったらこうだみたいな話は随分図面上では見せてもらってきたわけですよ。だけども、今ここで1,811万2,500円というこの金額で売る仕事は、現地を測量調査して、地質調査もやって、ここにこういう配置でこうして、進入道路はこうつけてという、その全体像を出そうというわけでしょう。入れる地だけで、同意をいただけてる土地だけでこういうことが可能だという発想が私にはどうにも理解できない。管理者、それでええんですか。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） 今回の委託の中に測量の部分がございまして。これは500分の1の縮尺をもって測量をするという業務がありますけども、そういう作業に関しては、当然立ち入りができないということになれば不都合が生じます。しかしながら、部分的にそういう作業ができない現地地形測量であったとしても、他の手法、例えばレーダーを飛ばしてやるという測量も可能ということになりますので、必ずしも図面ができないということではございませんので、所期の目的の図面が作成できるというふうに考えております。以上です。

議長（岡 満夫） ほかに質疑はございませんか。

4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 環境影響調査の調査箇所が図示されておりますが、この環境影響調査の調査点の選定基準について、あわせてこの調査点の地区住民との説明会等など、日程があれば説明を願いたいと思います。

次に、造成設計であります。敷地、これはのり面を含めて約5ヘクタール、当該用地としては3ヘクタール程度というふうに説明をされておると思いますが、この敷地設計を含め、今回、来年の3月31日、もうあと3カ月後には成果物をつくるということになっておりますので、これは当該用地についてはどういうふうな作業になるのか。今、基本的な合意を得られたという中でも、管理者もお話しになりましたように、理由はさまざまにあるけれども、要するに地権者の方々が嫌だと言っているところもあるということになりますと、この地域に実は少なくとも厳密な敷地設計が必要だと思われそうですが、いかがでしょうか。

次に、道路設計であります。発注仕様書によれば、あらかじめ3つのルートを示して、3種4級の道路を設計するとなっております。これは基本協定、あるいは地域振興計画でも大事な坊岡本見塚線に係る道路設計を当然含むということでもありますから、3ルートというのは発注仕様書にあらかじめ書いてあるわけでもありますから、3ルートについての概略のご説明はあってしかるべきじゃないかと。これは本日ここでご説明になるべきだし、図示をすべきではないかと。なお、河川横断部についてもこれは設計をしろという発注仕様になっております。この河川横断部というのは、1行書いてあるだけなので、あえてお尋ねをいたしますが、当該施設用地付近で横断する橋と同時に、現況の県道を横断する、つまり、後にちょっとお尋ねしますが、河川のつけかえがありますので、つけかえ部分の横断部についても設計をしろと言っているのか、この辺、ご説明願いたいと思います。

次に、河川設計であります。発注仕様書によると、現況河川のつけかえの設計を行えということになっております。現地の検討委員会並びに地元と協議をして道路の設計を行う、河川の設計を行うというふうになっておったと思うのであります。既に発注仕様によって現況河川のつけかえというのが明示されている。つけかえとは、現況の河川の、特に竹野川合流部は極めて狭隘な地域にあります。そうたくさんルートが設計できるはずもなからうと思いますが、これについて、既に関係部署との協議を行っているというさっきのお話もあったように聞き取りましたから、関係部署とは豊岡市並びに兵庫県ではないかと思いますが、それぞれの状況についてご説明願いたいと思います。

なお、この造成設計については、概算工事費の積算を行えと、同時に施行計画と年次計画で示せと、こういうところまでお話が進むようであります。わずか3カ月間で測量をやって、積算やっ出すということになるわけでもありますから、当然工事費の概算、先ほど13億円程度ということをおっしゃったのであれば、道路、河川に分けてご説明を願いたいし、この造成設計との関係はどうなるか、ご説明を願いたいと思います。

次に、地形測量であります。地形測量に当たっては、発注仕様によれば、2級基準点の測量2点、基準点の設置が2点、4級基準点の測量が87点、3級基準点の観測は1キロメートル、平板測量が20ヘクタール、横断測量が0.1キロメートルと、2側線となっております。この中で、基準点と言われるうち、既に測量で定まっている定点、既知点とも言うようであります。既知点は何点あるのか。原則として基準点測量は、基準点を設置したときは新点を設けなければならないとされておるはずであります。そうすると、新点を設置する場合には、関係地権者の同意を得なければならないということでもあります。既に発注をしたわけでもありますから、この点については既に既知点がわかっておられるはずでありますから、ご説明を願いたいと思います。

また、地質調査であります。これは2地点を選んでやるということが図示されております。この2地点を選定して発注された意義についてご説明願いたいし、掘進長は35メートル、1メートルごとに掘進を行って、貫入試験を行うということになっております。35メートルの掘進長にされた意義についてご説明を願いたいと思います。

次に、環境影響調査に入るに当たっての説明会、あるいは縦覧等の計画日程、さらに必要とされるであろう都市計画決定の公告縦覧等の日程などもご説明を願いたいと思います。総じてこれは用地買収と隣接した問題であって、地元住民の実質的な合意を必要とする作業であることは絶対に間違いないと思われますので、調査測量関係の住民、地権者との協議の手順、日程等、これは予算が議決をされ、本協議会を経て、新年早々に着手をするという緊急、差し迫った作業でありますので、ぜひ丁寧なご説明をお願いしたいと思います。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

事務局長。

事務局長（境 敏治） 生活環境影響調査の関係で、箇所の選定はどうしたのかということでございますけども、他市の事例、他市も今の調査をやっておりますので、そういったものを参考にさせてもらった、あるいはまた県とも相談してご指導いただいた、そういった中で選定をさせていただいた次第でございます。

住民説明会ということでございますけども、業者も決まりましたので、新年早々には地元の皆さんに説明会をさせていただくように、地元側と調整してまいりたい、このように思っております。

それから、今の造成設計の中で、なぜ3ルートなのか示せられないのかということでございます。木谷口の幅というのは限られております。今までから、例えば右岸側か左岸側かということも言っておりました。ですので、パターンのには、例えば右岸だったらどう、左岸だったらどう、そう大きなパターン、根本的にはパターンとしては限られると、このように思っております。まだ我々、概略的なものはないわけですが、3パターン程度を業務の中に入れておるということでございます。

それから、都計の関係でも質問いただきました。これについては都計の手續に必要なものということで、今の生活環境影響調査の結果も、当然それも出てきますので、それを待ってからそういう手續になると、このように思っております。

あとはちょっと専門の方の課長の方が答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） 河川的设计でありますとか道路的设计というふうな部分で、先ほど局長の方からも答弁させていただきましたけども、過去、坊岡区の方から、木谷川における道路、進入道路のあり方について、私どもの方が右岸でも設置可能というふうなことを提示をさせていただいております。したがって、右岸に進入道路をつけていくということも含めて、現道拡幅、あるいは左岸側、いろんな観点から、地元検討委員会とも協議をしながら3ルートを提案していくという形の中で、河川横断がやっぱり木谷川が必要になってくるということから、橋梁も検討するというふうなことで、河川のつけかえが必要になってくるというふうなことでございます。

そのことで、河川部局との調整ということでどうだというお尋ねですけども、当然河川を横断していきますと、そこにどういうふうな構造で横断すればいいかというふうな基本的な確認事項がございます。堤防高に対してどういう基準の断面があるのか、あるいはその堤防高に対してどれだけ

余裕を持って越せばいいのかと、そういうふうな形で、基本的な事項について、関係、豊岡土木事務所になりますけども、調整をさせていただいているような状況でございます。

それから、測量に関して、基準点の配点、あるいは延長が記載されているけども、既知点がどうだというふうなことですけども、当然公共測量作業規程に基づいてこの作業配点数というのは決められております。したがって、その基準に従ってこういう配点をしたということでございます。

あと、掘進長35メートル2カ所ということで、今回の設計については概略的な、基本的な施設の設計を行うということで、詳細に設計を進めるようなデータを得るのではなくて、基本的な考えを持つための試料収集ということで、重要なポイントとなるべきポイント2点を調査するというので、今後、詳細設計を進めるに当たっては、もっと精度を高めるような地質調査等も必要になってこようかと思っておりますけども、その前提条件となる内容を知り得るために2カ所で35メートル程度を想定をして、支持層云々の地下構造がどうなっているかを見るために設定をさせていただいたというふうなことでございます。

あと、スケジュール的なこともお話しいただいたと思います。盛りだくさんの内容の中で、3月で本当にできるかというふうなお話ですけども、この17日に入札を終えまして、まだ業者の方から詳細な工程表が出されてきておりませんので、今年度、なかなか難しいんですけども、大変工期的には厳しい状況というのは認識しております。以上でございます。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 かなり答弁漏れてるんですけど、例えば、さっき環境影響調査、調査地点をどうして選んだんですかと聞いたら、他市の例もあたり県のご指導も得たというんだけど、他市の例は学ばないはずではなかったのかなと思ったりもしております。他市の例を参考にされたんだとしたら、どういうふうに参考にされたか、特にお尋ねをしておきたいと思います。その際に、環境影響調査、特に悪臭と振動について、御又、それから沿道上の森本、坊岡、林、それからその他数カ所が選定されているんですけども、この沿線の振動という点でいえば、これで十分なのかと考えるので、この点については、もう期限が3月31日ですから、出だしではっきりしておかないとうまくないというふうに思うから、特にお尋ねをしております。

それから、説明会は新年早々ということですが、環境影響調査については特に縦覧も必要であるというふうに思いますから、その日程についても説明をしてほしいとさっき言いましたけど、これは何もなかったもので、答えてもらいたい。

それから、都市計画決定に関しては、生活環境調査を待って行くと、こういうふうなご答弁でしたが、そうすると、生活環境影響調査は、中外テクノスの契約では、平成22年3月31日末ということになっておりますね。そうすると、向こう1年3カ月ほどですか、後になると、少なくともそうなるというふうに見えていいのか、これはどうでしょうか。

それから、3つのルート、右岸も可であるということとをさきに言うておるから、現道拡幅、右岸、あるいは現道から離すが入り口のところでは木谷側左岸と、こういうルートぐらいしか考えつかん

のだけれども、それでよいのか、そうすると、あとの谷の方は一層細いところがありますから、トンネルを掘らん限りそんなに大きなルートの変更はあり得ないと思うんですね。ですから、本来ならば本協議会に図示をして、大体今考えている、県との関係で考えている河川の横断部はここであって、発注した調査地点は大体こういうところだということをお示しになるのが当然じゃないか。これは新年早々、環境影響調査の説明会とともに、当然地元の地権者の方々、仮に賛成なさってる方であっても、橋や川はどうなるか、道路はどうなるかということをお尋ねになるのが、これは火を見るより明らかでありますから、その場合に、地元協議をするというのであれば、もう説明するのが当然であって、地元協議に入る第1段階として、せっかくきょう年末の押し迫ったときに協議会を開いているわけありますから、今お示しになれる素案があるのであれば、お示しになるのが必要であると思うし、今示せないものが新年早々にわかどこかから出てくるのかなと思うが、いかがでしょうか。

それから、基準点の問題なんだけど、既知点は何点あるのですかと聞いたんですが、これは何もお答えがありません。つまり2級基準点というのは、多分これは既知点ではないか、あと、4級基準点87点は新点を選定しなきゃならんというふうに思われるが、そういうふうに考えてよいか。そうすると、この造成基本設計の範囲は約20ヘクタールと図示されて、発注をしておられる。そうすると、この中、87点については本来は新点として関係地権者の承諾を得なきゃならんじゃないかと。ところが、レーダーは飛ばしてもよいということをおっしゃった。多分それは、3級基準点は測量ではなく、観測となっている。これはGPSも使いたいゆるレーダーを飛ばすという話ではないかと思うんだけど、これは、この中には基準点としては観測となっておるが、これで理解は間違いないかと、この点、ぜひご説明を願いたいと思います。

それから、3月31日、工程は大変厳しいと。それは地元の協議、同意を得ながら、道路の法線、河川のつけかえなども協議してやるとしたら、これは常識上考えても非常に険しい日程になると。僕が心配するのは、今、賛成、反対というご意見があるけれども、ここを基本協定があったからやるんだということでおっしゃっておるが、なるほど環境影響調査については観測点あるいは調査地点を選ぶことは可能でしょうけれども、来年3月31日までに成果物を得ると言っている造成基本設計については、測量についても、あるいは地質調査についてもゆるがせにできない、定点を定めなきゃならんということでもありますので、この点、特にご説明をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 都計の関係で、要は22年の3月なのかということでございます。先ほども申し上げたんですけども、都市計画の手続として生活環境影響調査の結果が必要ということですので、その結果が整い次第、そういう手続ができるということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、縦覧の日程でございますけども、これは組合条例にも定めておりますけども、要は生活環境影響調査結果の縦覧でございます。したがって、結果が出てから縦覧にするということで、1カ月間の縦覧をするということですので、今の時点ではまだ先ということで、日程的には定

めておらないということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あとは課長の方から説明申し上げます。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） 生活環境影響調査の調査地点の設定ということで、他市町の事例も参考にということでご答弁させていただいていますけれども、それと、まず生活環境影響調査指針というのがございまして、そこで示されているということで、最大着地濃度出現予想距離を推定をして、その近接する集落、生活に影響するというふうに思われるところを調査するということになっておりますので、そういう関係からこの地点を選定したというふうなことです。調査項目についてはこの地域の特性を考慮して、土壌あるいは動植物などを追加して調査をするということにいたしております。

それと、3ルートを示してするのが当然じゃないかというふうなことでございます。基本的な考え方は先ほどご答弁させていただきましたけれども、具体的にどういうルートで可能になってくるかというのは、まず前段階として、地元の検討委員会の中で一度もんでいただく必要があるのではないかなというふうに思います。その中で有力と思われるルート、3ルートばかりをもう少しレベルを上げて検討していくというふうな作業の方が合理的ではないかなというふうなことで、現在、3ルートという検討の指示だけで、具体的なルート設定をしているわけではございませんので、ご提示することができないというふうなことでございます。

それと、あと測量の関係で、2級基準点測量あるいはそれぞれ基準点の設置というのは、この2級基準点測量というのは、2級より上位の既知点から引っ張って、新たに新点として2級基準点を設置するということでございますので、俗に言うメッシュを切る基準になる点ですけども、それを2点とってくると、1点をとるためには既知点が2つから結んできますので、そういう地点を引っ張って、新たな地点を引っ張っていくというふうなことでございます。観測的な言葉の使用についてはこのとおりでございます。

あと、悪臭について、この地点数等おっしゃいましたけれども、悪臭については、一般的に悪臭ということで説明会等でご心配をされている方が多かったものでございますから、こういう地点数を、6地点とプラス類似施設の1地点ということで設定しましたけれども、沿道集落の中で、悪臭自体は施設から漏れるにおい、あるいは煙突からの排ガスのおいというふうなものを予測評価するわけですけども、現況の程度をどれだけだということをお示すするためにも、こういう沿道的にも配慮して調査地点を設定したというふうなことでございます。以上でございます。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 それじゃあ一番大事なことだけ最後に聞いておきたいんですけども、今度の発注仕様で初めて木谷川はつけかえるということを業者に指示をしている。これは確認してよろしいか。今までつけかえることも含めてということだったけど、つけかえるということ発注しているというふうに確認してよろしいか。というのは、今、課長は道路は3ルートあると。しかし、つけかえるようであれば、つけかえる理由は、もともと選定委員会も言った、可能であると言った、そのこと

を実証するために、これは実際つけかえるかどうかは、地元の同意があるかどうかは、それは別です。しかし、問題は、来年早々もう説明会に入るといふんだから、そしたら、僕は一番大事だと思うのは、今度の森本・坊岡地区の環境をこれ以上悪くしてはいけない、むしろよくしていかなくちゃならないというのが管理者の立場なんだな。そうすると、今度の地形を見ると、中はやや広いが入り口は大変狭いと。現況道路も極めて狭いと。これではとてもごみの運搬車が出入するなんていうことはだれが考えてもできないと。したがって、道路をつけかえるか、拡幅するか、これが根本問題になると、これは木谷口進入路の問題と言われる根本問題。そうすると、私は、今度の問題で本当にしっかり説明するためには、歯にあんまりきぬを着せて、地元と協議する、地元と協議する言っとるけど、今度の造成基本設計では、河川についてはつけかえを検討しろということを出発しているんだということはないですか。もし間違いあるんだしたら、私のいただいている資料は、これはおかしな資料であるということになるが、いかがでしょうか。これは道路との関係でも、3ルートはまだ説明できないということをおっしゃったけども、もうつけかえるのであれば、つけかえる理由はただ1点、道路を右岸に移すという以外にないと思われるから、この点はいかがですか。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） つけかえという表現であろうと思いますけども、これをすべて、全線にわたって河川を改修、つけかえていくという考え方ではございません。必要な箇所について、検討する段階でその必要が生じれば、そういう河川のつけかえ工事が必要になってくることから、そういう言葉を使っています。ここで仕様書の中につけかえを検討することというふうにお示しをしていますけども、当然今までの地域の方々とお話をしている中で、こういう右岸側での工事が必要になってくる。あの県道から、主要地方道から入っていく場合にどうしても木谷川のつけかえ部分が生じてくるという想定のもとから、こういうふうな検討もやりなさいというふうなことでございます。ただ、これについても、地元の検討委員会との協議の中で、現道拡幅の中の進入道路がやっぱりベターだということになれば、当然つけかえという言葉自身もなくなってくると思いますし、当然そこら辺の対応の仕方については地元とまた相談させていただくというふうなことになるかと思っております。

議長（岡 満夫） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長（岡 満夫） 質疑を打ち切ります。

本件はこの程度にとどめたいと思います。

以上で第52回議員協議会を閉会いたします。ご苦労さんでした。

閉会 午後0時30分